

議案第 1 号

令和 8 年度和歌山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度和歌山市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 8 6 3, 7 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 8, 6 3 2, 7 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

## 第1表

## 歳入歳出予算補正（第1号）

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び 負担金		771,856	5,203	777,059
	1 負担金	771,856	5,203	777,059
15 国庫支出金		37,718,288	1,294,105	39,012,393
	2 国庫補助金	3,301,725	684,092	3,985,817
	3 国庫交付金	6,344,236	605,013	6,949,249
	4 国庫委託金	26,373	5,000	31,373
16 県支出金		15,612,380	17,093	15,629,473
	2 県補助金	5,243,140	17,093	5,260,233
19 繰入金		1,367,388	750,163	2,117,551
	1 基金繰入金	1,267,960	750,163	2,018,123
21 諸収入		2,661,673	5,803	2,667,476
	6 雑入	1,181,930	5,803	1,187,733
22 市債		6,505,800	791,400	7,297,200
	1 市債	6,505,800	791,400	7,297,200
歳入合計		165,768,945	2,863,767	168,632,712

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		13,735,241	750,952	14,486,193
	1 総 務 管 理 費	9,323,645	741,720	10,065,365
	2 徴 税 費	1,451,594	6,732	1,458,326
	3 市 民 生 活 費	592,630	2,500	595,130
3 民 生 費		82,315,050	135,111	82,450,161
	1 社 会 福 祉 費	33,763,759	7,413	33,771,172
	3 児 童 福 祉 費	25,931,096	113,492	26,044,588
	6 市 民 福 祉 費	563,879	14,206	578,085
4 衛 生 費		10,038,343	328,724	10,367,067
	1 保 健 衛 生 費	4,420,747	572	4,421,319
	2 清 掃 費	5,246,307	8,531	5,254,838
	3 環 境 保 全 費	371,289	319,621	690,910
5 農 林 水 産 業 費		1,036,290	17,939	1,054,229
	1 農 業 費	751,086	8,939	760,025
	2 農 林 緑 花 費	147,136	3,000	150,136
	3 水 産 業 費	138,068	6,000	144,068
6 商 工 費		3,219,941	52,846	3,272,787
	1 商 工 費	2,192,403	3,214	2,195,617
	2 観 光 費	1,027,538	49,632	1,077,170
7 土 木 費		10,350,904	1,437,565	11,788,469
	2 道 路 橋 梁 費	3,396,935	854,265	4,251,200
	4 都 市 計 画 費	1,153,476	6,879	1,160,355
	5 都 市 計 画 道 路 費	266,857	493,000	759,857
	6 公 園 費	485,651	83,421	569,072
	8 消 防 費		4,878,854	5,000
1 消 防 費	4,878,854	5,000	4,883,854	
9 教 育 費		12,792,310	135,630	12,927,940
	2 小 学 校 費	2,917,898	10,593	2,928,491
	6 社 会 教 育 費	2,189,839	125,037	2,314,876

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出	合計	165,768,945	2,863,767	168,632,712

## 第2表

## 地 方 債 補 正

## 1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティセンター建設事業	22,600	証書借入又は債券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	22,600			

## 2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災基盤整備事業	6,800	証書借入又は債券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	18,900	証書借入又は債券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
認定こども園等整備事業	95,800	"	"	"	114,000	"	"	"
児童館整備事業	9,300	"	"	"	39,400	"	"	"
隣保館整備事業	16,300	"	"	"	29,000	"	"	"
清掃運搬施設整備事業	23,700	"	"	"	29,500	"	"	"
農業施設整備事業	235,500	"	"	"	241,600	"	"	"
道路施設改善事業	1,282,600	"	"	"	1,354,500	"	"	"
地方道整備事業	359,000	"	"	"	648,300	"	"	"
交通安全施設整備事業	900	"	"	"	1,300	"	"	"
街路事業	119,300	"	"	"	341,200	"	"	"
公園施設整備事業	140,300	"	"	"	178,200	"	"	"
コミュニティセンター整備事業	22,900	"	"	"	85,300	"	"	"
計	6,505,800				7,274,600			

議案第 2 号

令和 8 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 7 7 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 7 8 4, 8 7 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

## 第1表

## 歳入歳出予算補正（第1号）

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		7,009,212	3,772	7,012,984
	1 一般会計繰入金	7,009,212	3,772	7,012,984
歳入合計		12,781,104	3,772	12,784,876

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		77,073	3,772	80,845
	1 総務管理費	77,073	3,772	80,845
歳出合計		12,781,104	3,772	12,784,876

議案第3号

和歌山市税条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市税条例の一部を改正する条例

和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第19項中「平成23年法律第108号」の次に「。第2号ア及びウにおいて「再生可能エネルギー電気特措法」という。」を加え、「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を乗じて得た額
- (2) 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額
  - ア 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する認定発電設備（イ及びウ並びに次号において「認定発電設備」という。）であるものに限る。第5号において「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの
  - イ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第4号イにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの
  - ウ バイオマス（再生可能エネルギー電気特措法第2条第3項第5号に規定するバイオマスをいう。）を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。）で総務省令で定める規模未満のもの
- (3) 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。以下この号及び次号アにおいて「特定風力発電設備」という。）で海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第22条第1項に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたもの 当該特定風力発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に5分の3を乗じて得た額
- (4) 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額
  - ア 特定風力発電設備で次のいずれかに該当するもの

(ア) 港湾法第37条第1項(第1号に係る部分に限る。)の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同号に規定する港湾区域内水域等において設置した設備

(イ) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備

(ウ) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第8条第3項に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

イ 特定地熱発電設備(第2号イに掲げるものを除く。)

(5) 特定水力発電設備(第2号アに掲げるものを除く。) 当該特定水力発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額

附則第7条の6の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第1項中「(以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。)」及び「で政令で定めるもの」を削り、「平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて」に、「高齢者移動等円滑化法第2条第1号」を「同条第1号」に、「当該施設」を「当該家屋」に、「、高齢者移動等円滑化法」を「、当該利便性等向上改修工事に係る部分が同法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法」に、「掲げる高齢者移動等円滑化法」を「規定する同法」に改め、「もの(」の次に「総務省令で定めるものを除く。」を加え、「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第2項及び第3項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得されたこの条例による改正前の和歌山市税条例(以下「旧条例」という。)附則第6条第19項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧条例附則第7条の6第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧条例附則第7条の6第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

#### 議案第4号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例  
和歌山市印鑑条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が、和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第6号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証を添えることを要しない。

第12条第2項中「前項」を「前項本文」に、「の個人番号カードであって」を「に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）であって」に、「第22条第1項の」を「第22条第1項に規定する」に、「をいう。次条及び第16条第2号において同じ」を「（次条及び第16条第2号において「個人番号カード等」と総称する」に改める。

第13条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「第35条の2第1項の」を「第35条の2第1項に規定する」に改める。

第16条第2号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例  
和歌山市立保育所条例（昭和 3 2 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。  
第 7 条第 2 項第 3 号中「4 月から 6 月まで」を「4 月から 8 月まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 6 6 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（附則第 2 項から第 4 項まで、第 6 項及び第 7 項）」を「（附則第 2 項から第 4 項ま  
で及び第 6 項から第 8 項まで）」に、「。附則第 2 項から第 4 項まで、第 6 項及び第 7 項」を「。  
附則第 2 項から第 8 項まで」に改める。

附則第 5 項中「児童福祉法第 1 8 条の 1 8 第 1 項の登録を受けた者に限る」を「府令第 3 3 条  
第 1 項本文に規定する保育士をいう」に改め、「第 2 項」の次に「及び府令第 3 3 条第 3 項本文  
」を加える。

附則第 7 項中「当分の間」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間」に改め、「、「2 5 人」とあ  
るのは「3 0 人」」を削る。

附則に次の 1 項を加える。

8 当分の間、第 2 条の規定により条例で定める基準とされる府令第 3 3 条第 2 項本文の規定に  
よる保育士の数については、「2 5 人」とあるのは「3 0 人」とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

和歌山市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例の制定について

和歌山市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第3条 法第38条第3項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置については、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）第27条で規定するところによるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第4条 法第45条第1項の規定による保全調整池の標識の設置については、省令第33条で規定するところによるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第5条 法第54条第1項の規定による貯留機能保全区域の標識の設置については、省令第40条で規定するところによるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する  
条例の制定について

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する  
条例

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例（昭和 4 8 年条例第 4 9 号）  
の一部を次のように改正する。

第 3 条中「黒田の一部、納定の一部、吉田の一部、太田の一部」を「黒田 1 丁目の一部、黒田  
2 丁目の一部、黒田 3 丁目、黒田 4 丁目、黒田 5 丁目、黒田 6 丁目、納定 1 丁目、太田 3 丁目の  
一部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行す  
る。

議案第 9 号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
和歌山市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5 , 0 0 0 円」を「3 3 0 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた和歌山市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

議案第10号

市道路線認定について

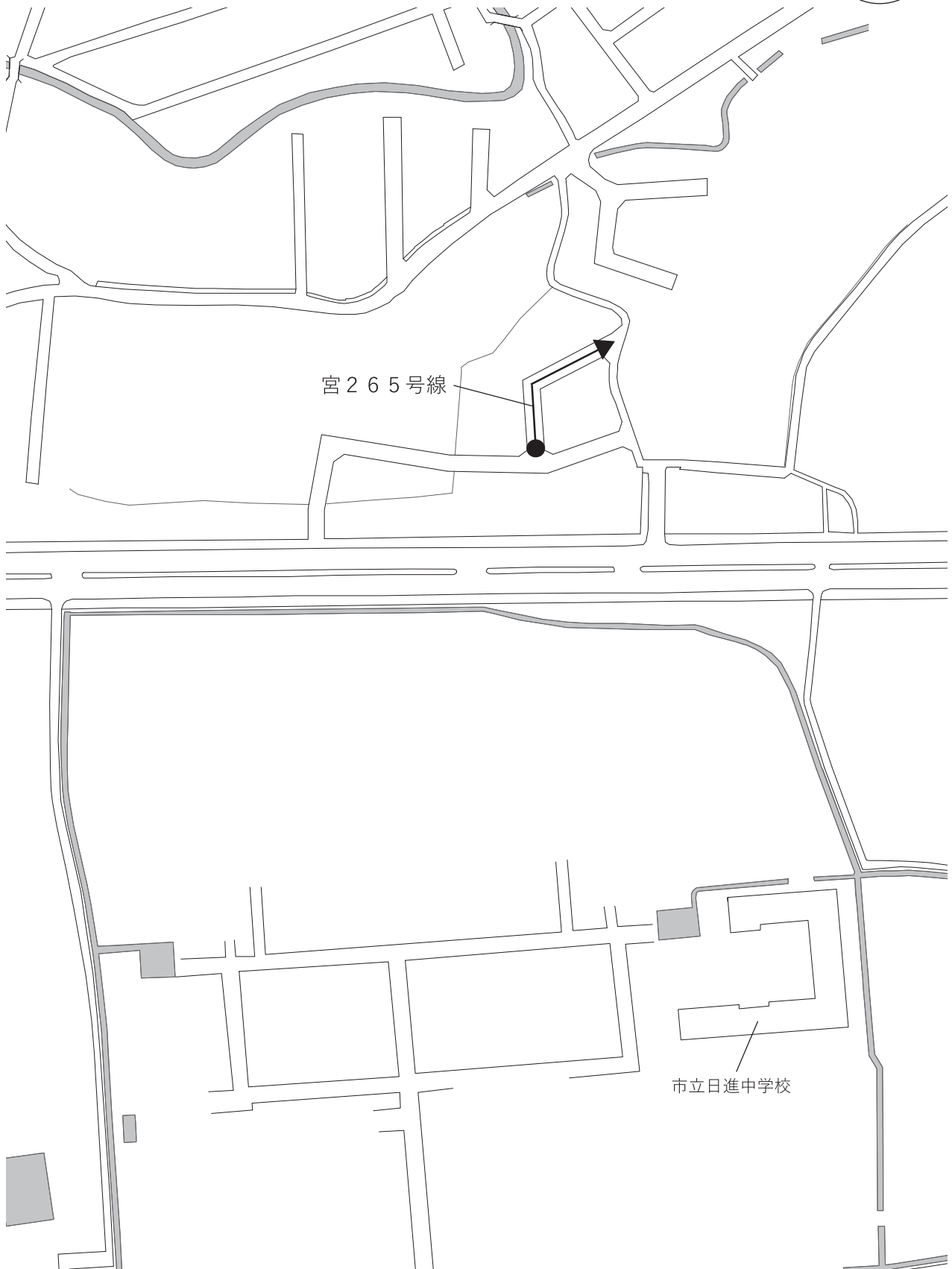
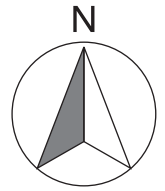
道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和8年6月11日提出

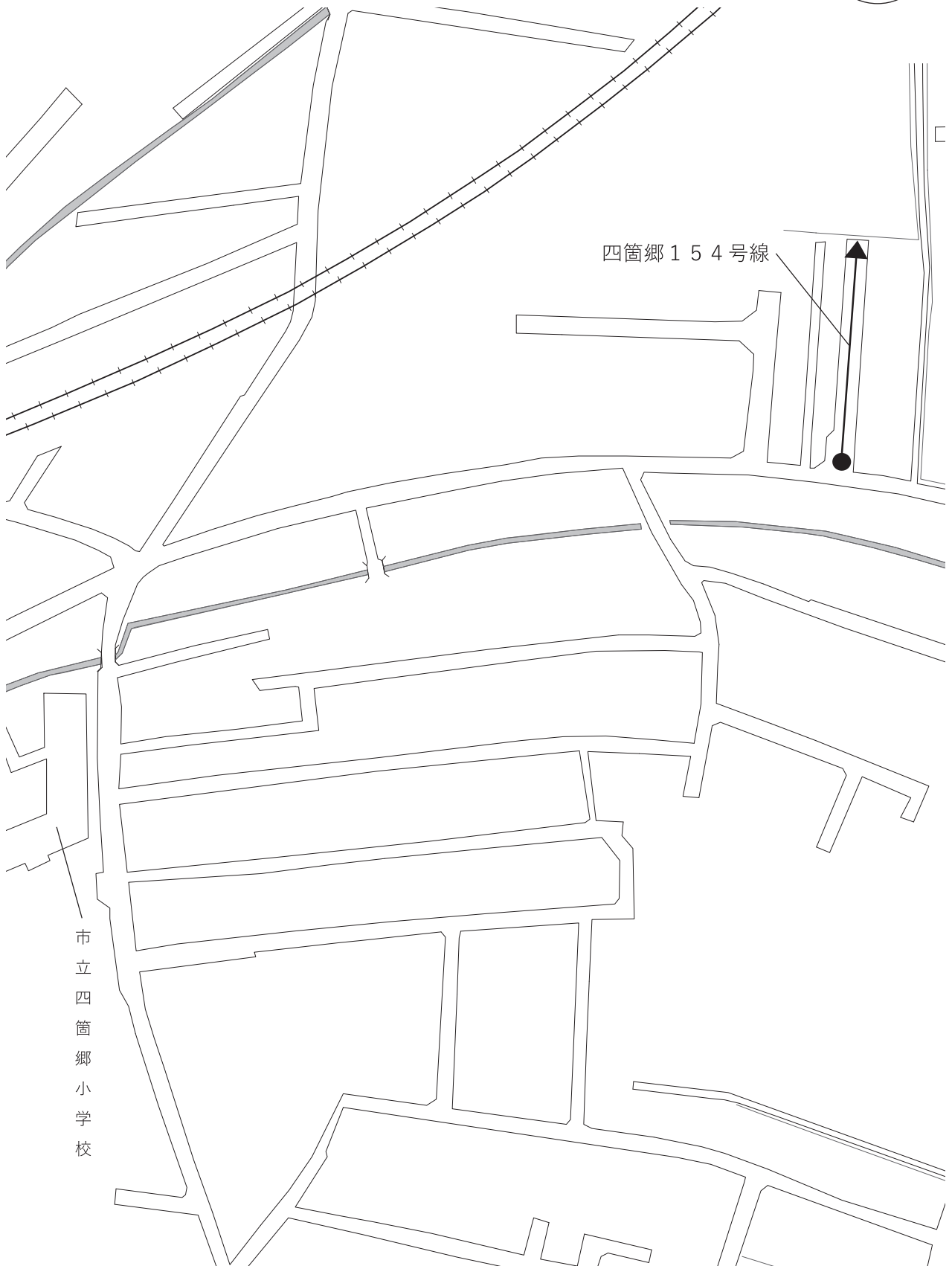
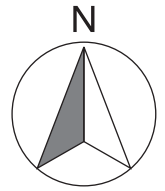
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
11 - 265	宮265号線	和歌山市秋月 和歌山市秋月		
13 - 154	四箇郷154号線	和歌山市加納 和歌山市加納		
19 - 129	三田129号線	和歌山市和田 和歌山市和田		
19 - 130	三田130号線	和歌山市和田 和歌山市和田		
25 - 187	岡崎187号線	和歌山市神前 和歌山市神前		
37 - 233	紀伊233号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西		
41 - 228	名草228号線	和歌山市三葛 和歌山市三葛		

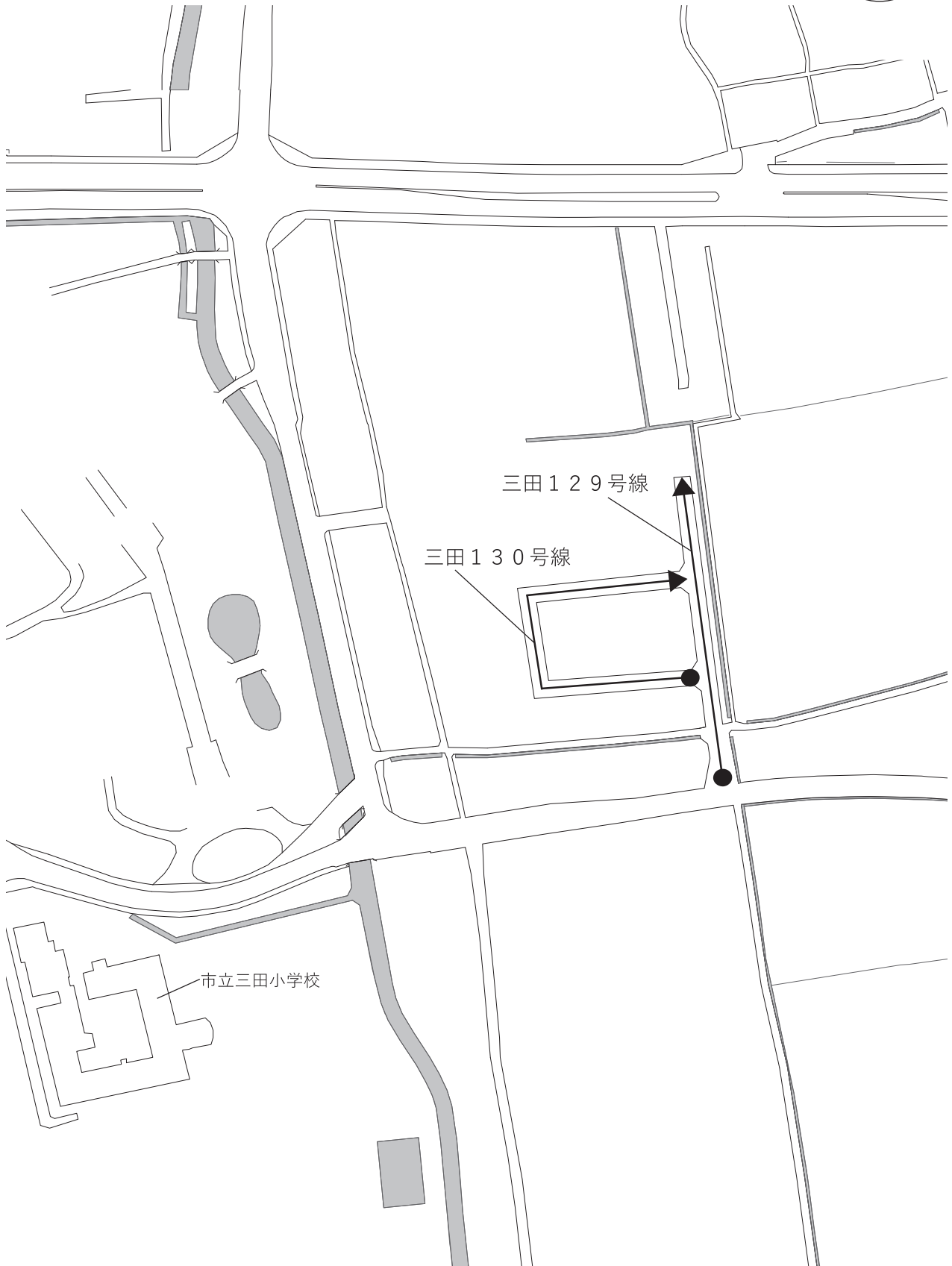
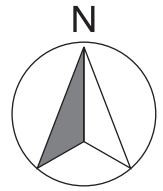
# 路線認定図



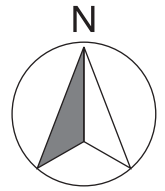
# 路線認定図



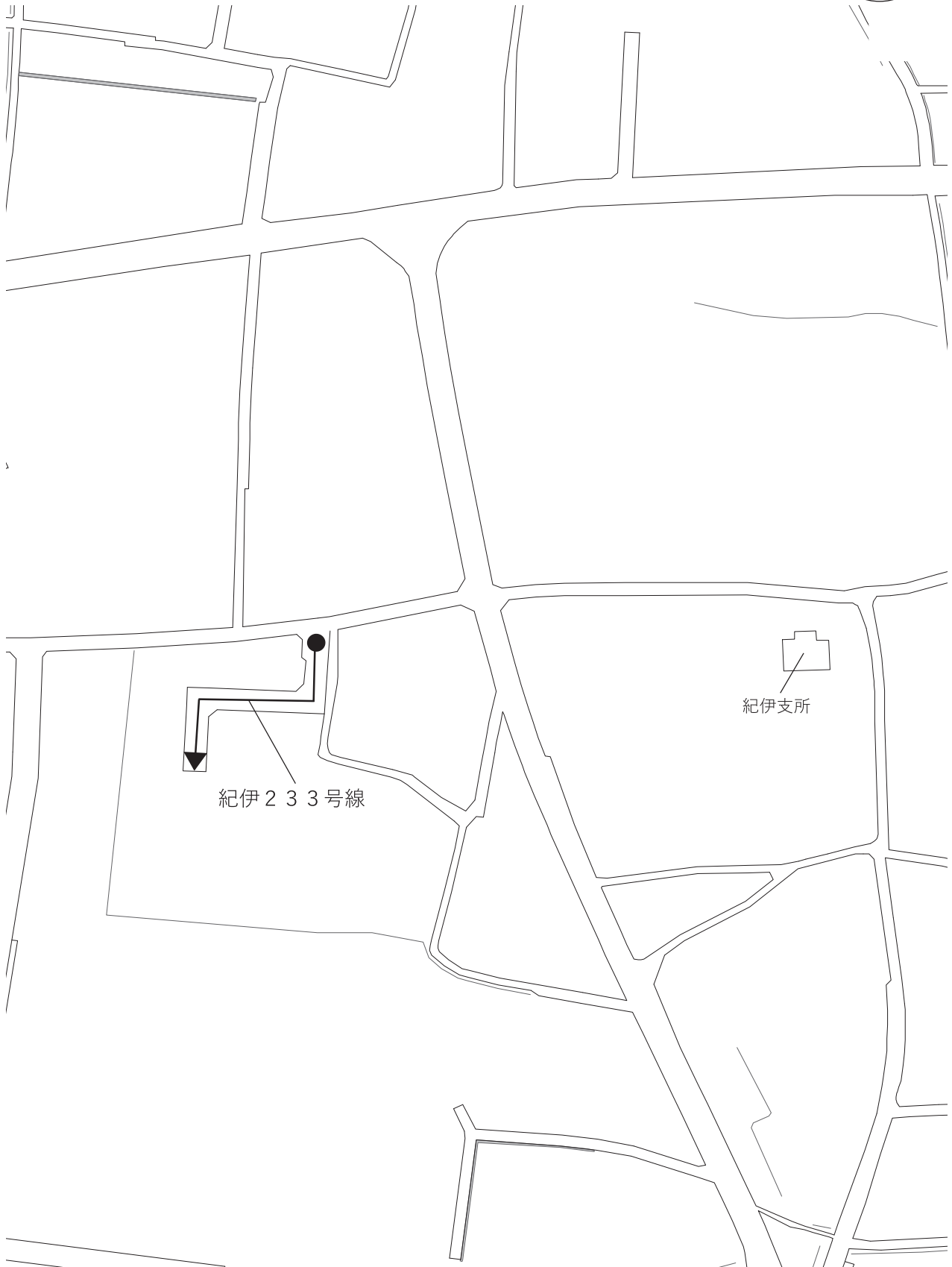
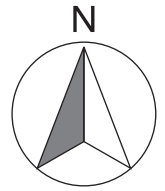
# 路線認定図



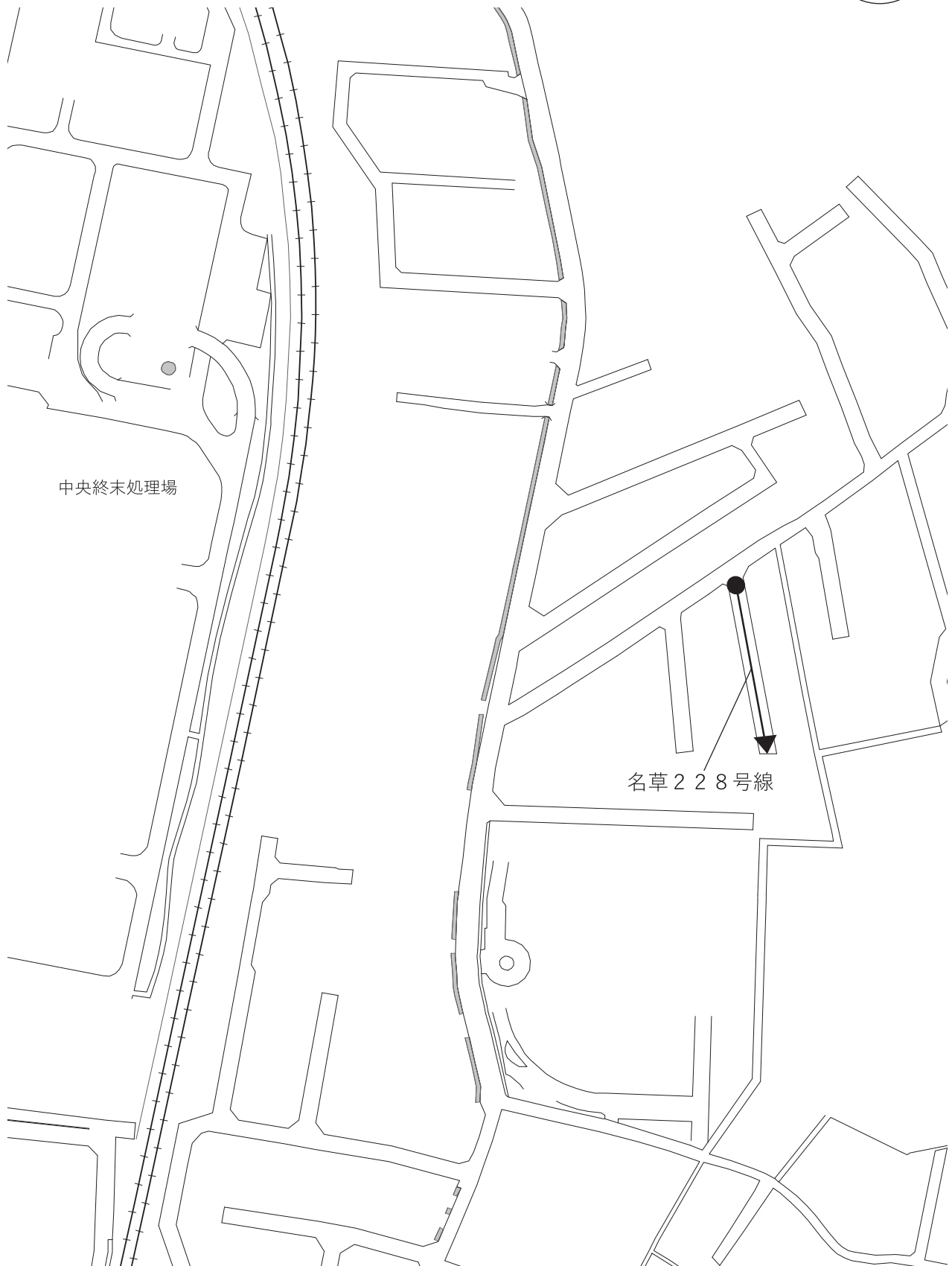
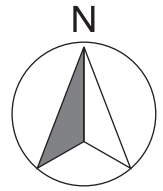
# 路線認定図



# 路線認定図



# 路線認定図



議案第 11 号

市道路線変更について

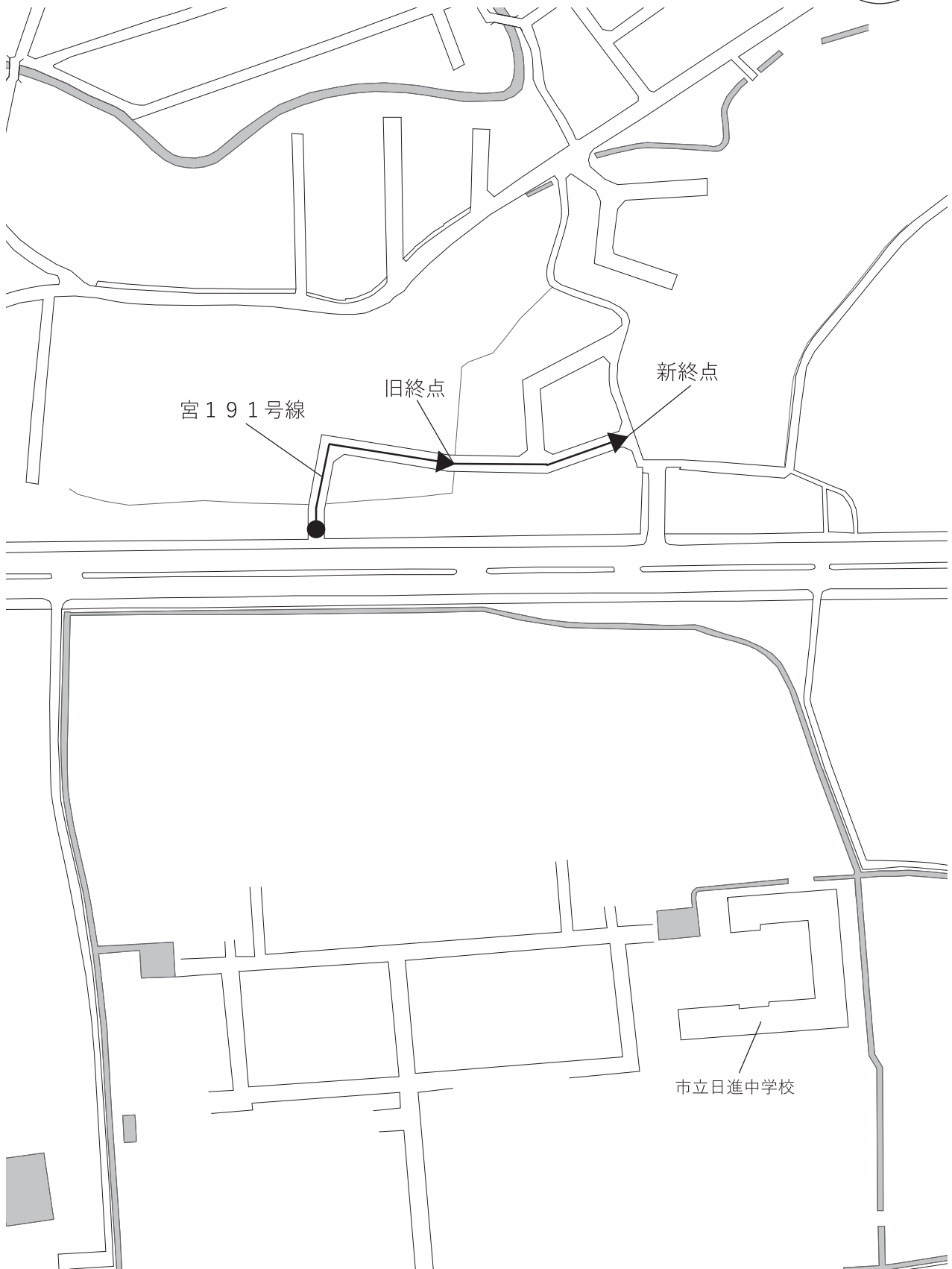
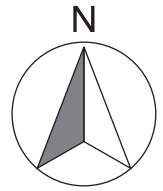
道路法第 10 条第 3 項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	旧新別	路 線 名	起 終	点 点	備 考
11 - 191	旧	宮 1 9 1 号線	和歌山市秋月 和歌山市秋月		
	新	宮 1 9 1 号線	和歌山市秋月 和歌山市秋月		終点の変更

# 路線変更図



議案第12号

旧慣による公有財産の使用廃止について

地方自治法第238条の6第1項の規定により、次の公有財産の使用に関する旧来の慣行を廃止する。

令和8年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

所在地	地番	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	旧来の慣行を 廃止する面積 (m <sup>2</sup> )	摘要
和歌山市園部字陰山	1582番1	ため池 堤	5,268	5,268	宮池
	1582番2		2,026	2,026	
和歌山市六十谷字霊梅	1315番	ため池	3,439	3,439	霊梅池